官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（厚生労働一八〇）　二
○外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（同一八一）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件（同一八二）
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（同一八三）　三
〔その他告示〕
○保安林の指定をする件（農林水産五一四、五一五）　三
○保安林の指定を解除する件（同五一六～五二〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五二一～五二四）　四
○農薬を登録した件（同五二五、五二六）　五
○農薬の登録が失効した件（同五二七）　五
○水先人に免許を与えた件（国土交通五二六）　六
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同五二七）　六
○道路に関する件（東北地方整備局七五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一六一）　六
〔国会事項〕
運輸安全委員会　会計検査院　六
〔人事異動〕
官庁事項　六
〔皇室事項〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
〔官庁報告〕
除籍が滅失した件（法務省告示配六七）　七
日本国に帰化を許可する件（同六八）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第六条の二の規定に基づく権限のある当局の認定関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇

法規的告示

○厚生労働省告示第百八十号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十五条第一項第十三号及び同条第二項第二号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきビルクリーニング分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労を行わせる体制の基準）

第一条　ビルクリーニング分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が次のいずれにも該当することとする。

一　ビルクリーニング分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　ビルクリーニング分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　ビルクリーニング分野における育成就労外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき当該育成就労外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第二条　ビルクリーニング分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる事業所が建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の登録に係る営業所（同項第一号又は第八号に掲げる事業に係るものに限る。）であることとする。

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○厚生労働省告示第百八十一号

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（令和七年法務省令第四号）第十五条第一項第十三号及び同条第二項第二号の規定に基づき、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を次のように定める。

令和八年四月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づきリネンサプライ分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準

（育成就労を行わせる体制の基準）

第一条　リネンサプライ分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。）が次のいずれにも該当することとする。

一　リネンサプライ分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二　リネンサプライ分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三　リネンサプライ分野における育成就労外国人の受入れに関し、厚生労働大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

四　育成就労外国人との間で締結された雇用契約に基づき当該育成就労外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該育成就労外国人からの求めに応じ、当該育成就労外国人に対し、当該契約に係る実務の経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供することとしていること。

（育成就労を行わせる事業所の設備の基準）

第二条　リネンサプライ分野に係る規則第十五条第二項第二号の告示で定める基準は、育成就労を行わせる施設が次のいずれかの基準に適合する旨の認定を受けたものであることとする。

一　一般社団法人日本リネンサプライ協会（昭和四十六年二月二十五日に社団法人日本リネンサプライ協会という名称で設立された法人をいう。）が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準

二　一般財団法人医療関連サービス振興会（平成二年十二月二十日に財団法人医療関連サービス振興会という名称で設立された法人をいう。）が運用する寝具類洗濯業務に関する基準

附　則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から適用する。

○厚生労働省告示第百八十二号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成三十一年厚生労働省告示第六十七号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年四月七日　　厚生労働大臣　上野賢一郎

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準の一部を改正する件

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）	（ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）
第二条　ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年	**第二条**　ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年

法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一～五　（略）

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をビルクリーニング分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

法務省令第五号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一～五　（略）

（新設）

○厚生労働省告示第百八十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準を次のように定める。

令和八年四月七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきリネンサプライ分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準

（リネンサプライ分野における特定技能外国人として上陸しようとする者の基準）

第一条　リネンサプライ分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。

（リネンサプライ分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第二条　リネンサプライ分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかの基準に適合する旨の認定を受けた施設において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。

イ　一般社団法人日本リネンサプライ協会（昭和四十六年二月二十五日に社団法人日本リネンサプライ協会という名称で設立された法人をいう。）が運用するリネンサプライ業に係る洗濯施設及び設備に関する衛生基準

ロ　一般財団法人医療関連サービス振興会（平成二年十二月二十日に財団法人医療関連サービス振興会という名称で設立された法人をいう。）が運用する寝具類洗濯業務に関する基準

二　厚生労働大臣が設置するリネンサプライ分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。

三　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。

五　リネンサプライ分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。

六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人をリネンサプライ分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。

その他告示

○農林水産省告示第五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町坂津字奥山西側九二の七、字奥山東側九三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町畑字鍛治屋谷八八、字細坂一一三の一、字床尾一一四の五、一一四の四二、一一四の四八、一一四の五九、一一四の八八、一一四の一八二、一一四の一八三、一二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町港一一三四の三、一一三四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県鹿児島市・南九州市（以上二市国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字東赤谷名一六四四の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町西山上志垣六七の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県安曇野市堀金烏川五の二・五の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

(1)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

赤磐市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県伊万里市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年四月七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

唐津市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年三月四日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25014	キザロホップエチル乳剤	アフターエイド乳剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
25015	イプフルフェノキン水和剤	ガルーダフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○農林水産省告示第五百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年三月十八日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25016	グルホシネート液剤	ＴＡＪ	東京都港区東麻布三丁目４番18号ＶＯＲＴ麻布十番５Ｆ　日本アグロサービス株式会社　代表取締役　ランプラカシュ・ビラスライ・ブブナ
25017	青枯病菌感染性バクテリオファージＲＫＰ１８０液剤	青枯革命プロ	京都府京都市下京区神明町724　パネフリ工業株式会社　代表取締役　藤田哲英
25018	ターバシル・テブチウロン粒剤	レールシャープＴＷ粒剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷アグロテック株式会社　代表取締役　脇坂孝夫
25019	ターバシル・テブチウロン粒剤	クサアタックＴＷ粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
25020	アシベンゾラルＳ－メチル・アゾキシストロビン水和剤	ヘリテージアクション顆粒水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25021	アシベンゾラルＳ－メチル・マンゼブ水和剤	ゼクロスアクション水和剤	〃
25022	なたね油乳剤	なのはな乳剤	埼玉県深谷市幡羅町一丁目13番地１　富士グリーン株式会社　代表取締役　牧司

○農林水産省告示第五百二十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年四月七日　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年１月７日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16863	フルトラニル水和剤	日産モンカットフロアブル	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
19654	フルトラニル水和剤	日産モンカットフロアブル４０	〃

令和８年１月13日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
7251	硫酸銅	小名浜硫酸銅	福島県いわき市小名浜字渚１番地の１　小名浜製錬株式会社　取締役社長　川崎昌之

令和８年１月21日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16866	フェナリモル水和剤	日産ルビゲン水和剤	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介

令和８年１月29日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14731	イソウロン水和剤	イソキシール水和剤５０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
15623	イソウロン粒剤	イソキシール粒剤４．０	〃
15993	イソウロン粒剤	イソキシール粒剤１．０	〃
21635	イソウロン粒剤	クサキング粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　株式会社ニチノーサービス　代表取締役社長　石村功

令和８年１月30日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22551	チオシクラム水和剤	ＭＩＣＨビセクト水和剤	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○国土交通省告示第五百二十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年四月七日　国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の道府県の名称	免許年月日	水先区の名称
第三二五一七号	秋田　博文	大分県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六〇号	嘗野　拓矢	東京都	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六一号	赤川　大智	埼玉県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六二号	菊池　光太郎	愛知県	令和八年三月十八日	伊勢三河湾水先区
第三二〇〇一六三号	箕浦　和覚	神奈川県	令和八年三月十八日	東京湾水先区
第三二〇〇一六四号	辻村　嘉晃	大阪府	令和八年三月十八日	東京湾水先区
第三二〇〇一六五号	鳥光　悠太	千葉県	令和八年三月十八日	東京湾水先区

○国土交通省告示第五百二十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年四月七日　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ティラド秦野製作所	神奈川県秦野市曽屋937番地	熱交換器	令和８年３月３日から令和13年３月２日まで

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月七日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
山形市下条町二丁目五一九番一から山形県東村山郡中山町大字達磨寺字西屋浦三二七四番まで	前	一〇・三〇～一〇・三〇メートル	六三・三〇メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・八五〇～八・一六〇メートル B 一九・七五～二三四・一六〇メートル	八五〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年四月七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
四街道市上野字笹目沢三三九番三から同市南波佐間字笹目沢三九四番二まで	前	二八・五二～一六八・四四メートル	一一五キロメートル	
	後	二八・五二～一八〇・二三メートル	一一五キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

四月三日内閣から提出した議案は次のとおりである。

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
社会福祉法等の一部を改正する法律案
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案
種苗法の一部を改正する法律案
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案

参議院

議案提出

四月三日内閣から次の議案が提出された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）
南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五二号）

議案受領（予備審査）

四月三日内閣から次の議案が送付された。

民法等の一部を改正する法律案（閣法第四三号）
民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）
社会福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第四五号）
重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（閣法第四六号）
種苗法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四八号）
太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案（閣法第四九号）
予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案（閣法第五〇号）

答弁書受領

四月三日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小西洋之提出旅館業法における簡易宿所の課題に関する質問に対する答弁書（第二二号）
参議院議員石垣のりこ提出衆議院議員総選挙時における在外選挙人による郵便等投票の投票用紙の未達に関する質問に対する答弁書（第二三号）
参議院議員石垣のりこ提出衆議院議員総選挙時における選挙管理委員会職員の時間外労働に関する質問に対する答弁書（第二四号）
参議院議員ラサール石井提出トランスジェンダー当事者の参政権保障のための投票所運営に関する質問に対する答弁書（第二五号）

人事異動

運輸安全委員会

（事務局首席地方事故調査官）
国土交通技官　神南　逸馬
（同）同　金子　栄喜
定年退職（各通）（三月三十一日）

（事務局次席船舶事故調査官）
国土交通技官　熊上　尚男
事務局首席地方事故調査官に昇任させる

（事務局参事官）国土交通事務官　佐野　裕一
国土交通技官（事務局首席地方事故調査官）に転任させる

（事務局総務課広報室長）同　松澤　寛
事務局参事官に昇任させる（以上四月一日）

会計検査院

（事務総長官房付）会計検査院事務官　鈴木　賢志
辞職を承認する（四月六日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、セネガルの独立記念日につき、四月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年四月七日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和八年四月七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
八幡市戸津南代一二番一から同市戸津南代三四番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年四月二十八日

(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下58番477**むつ小川原風力合同会社**の工場財団に青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字道ノ下58番477むつ小川原風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年４月７日

青森地方法務局十和田支局

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第６条の２の規定に基づく権限のある当局の認定

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第６条の２第６項の規定に基づく申請があり、同条第１項の規定に基づく認定を行ったので、同条第12項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月７日　国税庁長官　江島　一彦

認定対象者　CBH Grain Pty Ltd

本店所在地　Level 6, 240 St Georges Terrace Perth WA 6000, Australia

認定日　令和８年３月19日

認定対象所得　配当所得（認定日以降の配当所得に限る）

相手国の名称　オーストラリア

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可決定

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００３号
千葉市花見川区幕張町１丁目7693番地35
清算株式会社　株式会社Ｐｓエージェント
代表清算人　半村　貞夫
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第５号
兵庫県加古郡稲美町加古382番地の75
清算株式会社　株式会社新生工業所
代表清算人　田中　寿一
１　決定年月日　令和８年３月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第２号
宮崎市大字内海字園田7481番地41
清算株式会社　株式会社ＲＥＤＢＡＹ
代表清算人　村上　壮平
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宮崎地方裁判所

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２００１号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社アシスト
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２００２号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社エヌ・コム
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２０９１号
東京都新宿区西新宿３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社アリアドネ・インターナショナル・コンサルティング
１　決定年月日　令和８年３月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１４号
名古屋市昭和区丸屋町４―31―１　ウィルハウス桜山１Ｆ
清算株式会社　株式会社エヌユー
１　決定年月日　令和８年３月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第２８号
京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地１
清算株式会社　株式会社エムズホテルマネジメント
１　決定年月日　令和８年３月24日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第１号

広島県廿日市市峠10245番地43

再生債務者　株式会社廿日市管理（開始決定時の商号）株式会社イシカワ

決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。

１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式全部である普通株式８万株

２　再生債務者が１の株式を取得する日　７記載の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日

３　減少する資本金の額　資本金4000万円

４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７記載の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日

５　募集株式の数　普通株式１株

６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金１円

７　募集株式と引換にする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１ケ月（但し、期間の末日が銀行休業日に当たるときは、その直後の銀行営業日まで）

８　増加する資本金の額　金１円

令和８年３月25日

広島地方裁判所民事第４部

再生計画認可

再生手続廃止

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年三月二十四日付で千葉県の認可は得ております。

この合併に対し意義のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月七日

千葉県市川市行徳駅前二丁目一六番一号

（甲）医療法人社団緑友会

理事長　三木　猛生

東京都江戸川区北小岩二丁目七番六号

（乙）医療法人社団泰正会

理事長　三宅　武史

宮城県富谷市成田二丁目一番地三

（丙）医療法人社団中谷クリニック

理事長　三木　猛生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.intellex-hd.co.jp/ir/

（乙）https://www.teijapan.co.jp/

令和八年四月七日

東京都目黒区鷹番一丁目一番一〇号

（甲）株式会社インテリックス空間設計

代表取締役　滝川　智庸

東京都中央区京橋一丁目一番五号

（乙）株式会社TEIJapan

代表取締役　伊福　澄哉

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法第二十四条第一項による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　九十九頁（号外第一五五号）

令和八年四月七日

東京都品川区大崎一丁目一一番一号

（甲）三井金属株式会社

代表取締役　池信　省爾

広島県竹原市塩町一丁目五番一号

（乙）竹原興産株式会社

代表取締役　今　裕之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

千葉市中央区弁天一丁目二〇番五号

合資会社山崎瓦商店

代表社員　安藤　惠子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年五月十五日であり、組織変更後の商号は一歩一歩株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

東京都大田区西馬込一丁目四番七号四〇七号

一歩一歩合同会社

代表社員　許田　佳男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

兵庫県姫路市東延末四丁目五四番地一〇二

Ｚｅｐｔ合同会社

代表社員　榎　公志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

兵庫県尼崎市西難波町四丁目六番二六号八〇二号

合同会社アリガトサン

代表社員　吉川　遼

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目二八一番地三

合同会社未来共創

代表社員　佐伯　昌吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、組織変更後の商号は株式会社嘉琉とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

沖縄県那覇市久茂地三丁目一六番一号五〇一号室

合資会社嘉琉

代表社員　小西　嘉昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百十万円減少し九百十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十六頁（号外第三十三号）

令和八年四月七日

東京都渋谷区神宮前四丁目二六番二八号二階原宿Ｖ二ビル二階

株式会社Next Commons Lab

代表取締役　家富　万里

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六Ｆ

合同会社セイントビューティーインターナショナル

代表社員　森　まどか

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五千七百八十三万三千円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年五月八日であり、株主総会の決議は、令和八年三月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　八十六頁（号外第七十六号）

令和八年四月七日

滋賀県守山市梅田町一五番九号

橋本不動産株式会社

代表取締役　橋本　達雄

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十八億九千四百九十五万九千四百四十八円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　八十九頁（号外第七十八号）

令和八年四月七日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地四ＰＭＯ神保町一一階

ＲＥＭＯＷ株式会社

代表取締役　矢作　康介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三十六億六千三百万円減少し、減少する資本準備金の額をその他資本剰余金に振り替えることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年三月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月七日

静岡県浜松市浜名区新都田一丁目六番四号

ローランド株式会社

代表取締役　蓑輪　雅弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十億二千七百五十二万二千三百八十八円、資本準備金の額を二十二億千九百六十六万八千二百二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十九日

掲載頁　一〇九頁（号外第三十五号）

令和八年四月七日

埼玉県川口市飯塚一丁目二番一六号

株式会社ＷＩＴＨホールディングス

代表取締役　新井　実

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年六月二十九日付で予定しているＣ種種類株式及びＤ種種類株式の発行に係る払込みが行われることを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ四十五億円減少することにいたしました。

ただし、同時に当該株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加いたしますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額はいずれも同日前を下回ることはありません。そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示の状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年四月七日

東京都品川区大崎五丁目六番四号

日本ケミコン株式会社

代表取締役社長　今野　健一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千五百二万五千円、資本準備金の額を二億一千四百九十七万五千円減少し、それぞれ四千万円、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年四月七日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ５８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千五十万円、資本準備金の額を十八億四千九百四十九万二千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十月八日

掲載頁　二頁

令和八年四月七日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号ＦＯＲＥＣＡＳＴ五反田ＷＥＳＴ七階

株式会社Ｌｕｕｐ

代表取締役　岡井　大輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年四月七日

山形県鶴岡市下川字龍花崎二〇の一〇

庄内ゴルフ株式会社

代表取締役　泉谷　伸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である磯田眞人が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

東京都杉並区浜田山三丁目三番一五―二一〇号ハイコート浜田山

ＬｉｎｅＶｉｓｉｏｎ　Ｉｎｃ．

日本における代表者　磯田　眞人

任意清算公告

当社は、令和八年三月二十四日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月七日

大阪市東住吉区南田辺三丁目二五番一八号
田辺西スカイハイツ六〇九
合資会社シー・ケー・ミュージック・スタジオ
代表社員　柏木　史子

債権申出の公告

当社は、平成二十年六月十三日付で破産手続廃止決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和六年七月十七日に横浜地方裁判所小田原支部（令和六年（ヒ）第六号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

神奈川県秦野市上今川町七番一四号
株式会社サニー化成
清算人　露木　誠也
連絡先　神奈川県平塚市明石町一七番一〇号湘南露木法律事務所

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五十億九千三百三十二万八千二百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月十二日
掲載頁　九十三頁（号外第五十一号）
令和八年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内　トーメイ特定目的会社
取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十一億二千二百二十四万八千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年四月七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京
共同会計事務所内
黒岩レジデンシャル特定目的会社
取締役　髙山　知也

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年三月十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

新潟県新潟市東区紫竹七丁目一二番一号
株式会社キューピット
規約型確定給付企業年金清算人　若槻　良宏

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和七年十月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

大阪府大東市南新田二丁目三番一号
石橋鉄工株式会社確定給付企業年金
清算人　木村　雅世

債権申出の催告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月七日

徳島県徳島市川内町平石若松一〇八番地四
株式会社ジャストシステム
規約型確定給付企業年金清算人　重田　裕史

決定整備計画実行完了公告

当社は、決定整備計画の全部の実行を完了いたしましたので、企業再建整備法第四十一条第一項の規定により公告いたします。

令和八年四月七日

愛知県名古屋市昭和区檀溪通五丁目六番地
藤田産業株式会社
代表取締役　藤田　健

訂正公告

令和八年三月二十四日（本紙第一六七一号）掲載の基準日設定につき通知公告中、「株式一株を一・五株とする株式分割」とあるは「株式一株を七・五株とする株式分割」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月七日

埼玉県久喜市栗原二丁目一六番四号
株式会社エス・ケイ・ディ
代表取締役　岸　伸宏

訂正公告

令和七年十二月五日（号外第二六七号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、②の「大阪府知事(4)45022」とあるは「大阪府知事(4)51371」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月七日

大阪府岸和田市箕土路町一丁目九番一八号
和泉ハウス販売株式会社
代表取締役　伊丹　泰司

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三一二		終りから	五神戸市兵庫区	神戸市垂水区

令和八年三月二十七日掲載の神戸家庭裁判所に係る令和八年（家）第四〇〇二四号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中
（原稿誤り）